

件名	愛媛県国民健康保険広域化等支援基金条例の一部を改正する条例
主管課	長寿介護課 国民健康保険室
根拠法令等	厚生労働省保険局長通知「国民健康保険広域化等支援基金事業の実施についての一部改正について」(平成21年8月28日 保発0828第4号)
<p>【改正の概要】</p> <p>厚生労働省保険局長通知「国民健康保険広域化等支援基金事業の実施について」が一部改正され、同通知で示されていた貸付金の償還期間が、3か年度から5か年度に改められたことに伴う規定整備。</p> <p>(貸付事業)</p> <p>第7条 知事は、国民健康保険事業の運営の広域化を行う市町及び国民健康保険事業の財源に不足を生ずると見込まれる市町のうち、相当と認めるものに対し、知事が定める基準に従い算定した額の範囲内の貸付金を貸し付けることができる。</p> <p>2 貸付金の貸付条件は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) 貸付利率 無利子</p> <p>(2) 貸付期間 貸し付けた日の属する会計年度以降5箇年度(当該会計年度以降2箇年度以内の据置期間を含む。)以内</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p style="text-align: center;">7箇年度</p>	
施行日	公布の日
<p>【その他参考事項】</p> <p>国民健康保険広域化等支援基金事業の概要</p> <p>保険料(税)の急激な引き上げを抑制する目的で、主に国民健康保険事業の運営の広域化及び市町国保における財政赤字に際して、市町に対する貸付け等を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> 国民健康保険法 (広域化等支援基金) <p>第75条の2 都道府県は、国民健康保険事業の運営の広域化又は国民健康保険の財政の安定化に資する事業に必要な費用に充てるため、地方自治法(昭和22年法律第67号)第241条の基金として、<u>広域化等支援基金</u>を設けることができる。</p> <p>厚生労働省保険局長通知「国民健康保険広域化等支援基金事業の実施についての一部改正について」(平成21年8月28日 保発0828第4号)の概要</p> <ul style="list-style-type: none"> 貸付金の償還期間の延長 5か年度(うち据置2か年度) 7か年度(うち据置2か年度) <p>平成21年度基金保有額 537,560千円(年度末見込)</p>	